

三十二 リース取引

改 正 後	改 正 前
<p>第12章の3 リース取引</p>	<p>第12章の2 リース取引</p>
(解除をすることができないものに準ずるものの意義)	(解除をすることができないものに準ずるものの意義)
12の3 - 1 - 1	12の2 - 1 - 1
(1)	(1)
(2)	(2)
イ12の3 - 1 - 3.....	イ12の2 - 1 - 3.....
ロ	ロ
(資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきことの意義)	(資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきことの意義)
12の3 - 1 - 2	12の2 - 1 - 2
.....12の3 - 1 - 3.....12の2 - 1 - 3.....
(おおむね全部の判定)	(おおむね全部の判定)
12の3 - 1 - 3 12の3 - 1 - 1及び12の3 - 1 - 2.....	12の2 - 1 - 3 12の2 - 1 - 1及び12の2 - 1 - 2.....
(1)	(1)
(注)	(注)
(2)	(2)
(売買とされる取引に準ずるものの意義)	(売買とされる取引に準ずるものの意義)
12の3 - 2 - 1	12の2 - 2 - 1
(著しく有利な価額)	(著しく有利な価額)
12の3 - 2 - 2	12の2 - 2 - 2
(専属使用のリース資産)	(専属使用のリース資産)
12の3 - 2 - 3	12の2 - 2 - 3

改 正 後	改 正 前
(専用機械装置等に該当しないもの) 12の3 - 2 - 412の3 - 2 - 3の(2).....	(専用機械装置等に該当しないもの) 12の2 - 2 - 412の2 - 2 - 3の(2).....
(形式基準による専用機械装置等の判定) 12の3 - 2 - 5	(形式基準による専用機械装置等の判定) 12の2 - 2 - 5
(識別困難なリース資産) 12の3 - 2 - 6	(識別困難なリース資産) 12の2 - 2 - 6
(相当の差異の意義) 12の3 - 2 - 7	(相当の差異の意義) 12の2 - 2 - 7
(税負担を著しく軽減することになると認められないもの) 12の3 - 2 - 8	(税負担を著しく軽減することになると認められないもの) 12の2 - 2 - 8
(1) イ ロ	(1) イ ロ
(2) イ ロ12の3 - 2 - 8.....	(2) イ ロ12の2 - 2 - 8.....
(注)	(注)
(適正リース料の額) 12の3 - 2 - 9 12の3 - 2 - 8の(1)のイ.....	(適正リース料の額) 12の2 - 2 - 9 12の2 - 2 - 8の(1)のイ.....
(注)1 2	(注)1 2

改 正 後	改 正 前
<p>(期間経過に伴う前払費用の損金算入)</p> <p><u>12の3-2-10</u> <u>12の3-2-8の(1)のイ</u></p> <p>.....</p> <p><u>12の3-2-9</u>に定める 当該事業年度のうちに含まれる再リース 算式により計算した金額 期間に対応する再リース料の額</p> <p>(注)1</p> <p>2</p>	<p>(期間経過に伴う前払費用の損金算入)</p> <p><u>12の2-2-10</u> <u>12の2-2-8の(1)のイ</u></p> <p>.....</p> <p><u>12の2-2-9</u>に定める 当該事業年度のうちに含まれる再リース 算式により計算した金額 期間に対応する再リース料の額</p> <p>(注)1</p> <p>2</p>
<p>(リース資産を購入した場合の前払費用の処理)</p> <p><u>12の3-2-11</u></p> <p>.....<u>12の3-2-8の(1)のイ</u></p>	<p>(リース資産を購入した場合の前払費用の処理)</p> <p><u>12の2-2-11</u></p> <p>.....<u>12の2-2-8の(1)のイ</u></p>
<p>(リース資産を返還した場合の前払費用の処理)</p> <p><u>12の3-2-12</u></p>	<p>(リース資産を返還した場合の前払費用の処理)</p> <p><u>12の2-2-12</u></p>
<p>(リース料の額の収益計上時期)</p> <p><u>12の3-2-13</u></p> <p>.....<u>12の3-2-9</u>.....<u>12の3-2-10</u>.....</p>	<p>(リース料の額の収益計上時期)</p> <p><u>12の2-2-13</u></p> <p>.....<u>12の2-2-9</u>.....<u>12の2-2-10</u>.....</p>
<p>(リース資産の返還があった場合の前受収益の処理)</p> <p><u>12の3-2-14</u></p>	<p>(リース資産の返還があった場合の前受収益の処理)</p> <p><u>12の2-2-14</u></p>
<p>(リース資産の取得価額)</p> <p><u>12の3-2-15</u></p>	<p>(リース資産の取得価額)</p> <p><u>12の2-2-15</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(償却費として損金経理をしたものとするリース料の額)</p> <p><u>12の3 - 2 - 16</u></p> <p>.....<u>12の3 - 2 - 15のただし書</u>.....</p> <p>(注) 賃借人が<u>12の3 - 2 - 15のただし書</u>.....</p>	<p>(償却費として損金経理をしたものとするリース料の額)</p> <p><u>12の2 - 2 - 16</u></p> <p>.....<u>12の2 - 2 - 15のただし書</u>.....</p> <p>(注) 賃借人が<u>12の2 - 2 - 15のただし書</u>.....</p>
<p>(延払基準を適用する場合の譲渡の対価の額)</p> <p><u>12の3 - 2 - 17</u></p> <p>.....<u>法第63条第2項</u>.....</p> <p>(注)1</p> <p>.....<u>法第63条第2項</u>.....</p> <p>2</p>	<p>(延払基準を適用する場合の譲渡の対価の額)</p> <p><u>12の2 - 2 - 17</u></p> <p>.....<u>法第62条第2項</u>.....</p> <p>(注)1</p> <p>.....<u>法第62条第2項</u>.....</p> <p>2</p>
<p>(金銭の貸借とされるリース取引の判定)</p> <p><u>12の3 - 3 - 1</u></p>	<p>(金銭の貸借とされるリース取引の判定)</p> <p><u>12の2 - 3 - 1</u></p>
<p>(借入金として取り扱う売買代金の額)</p> <p><u>12の3 - 3 - 2</u></p> <p>.....<u>12の3 - 3 - 3</u>.....</p>	<p>(借入金として取り扱う売買代金の額)</p> <p><u>12の2 - 3 - 2</u></p> <p>.....<u>12の2 - 3 - 3</u>.....</p>
<p>(償却費として損金経理をしたものとするリース料の額)</p> <p><u>12の3 - 3 - 3</u></p>	<p>(償却費として損金経理をしたものとするリース料の額)</p> <p><u>12の2 - 3 - 3</u></p>
<p>(貸付金として取り扱う売買代金の額)</p> <p><u>12の3 - 3 - 4</u></p>	<p>(貸付金として取り扱う売買代金の額)</p> <p><u>12の2 - 3 - 4</u></p>